

新庄市告示第140号

令和6年度新庄市浸水住宅復旧緊急支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年10月21日

新庄市長 山科 朝則

令和6年度新庄市浸水住宅復旧緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年7月25日からの大雨（以下「大雨」という。）による被災者の居住の安定と住宅の安全確保を図るため、住宅の復旧等工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて新庄市補助金等交付規則（昭和55年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に存する住宅で、大雨により被災した建築物（市から罹災証明書の交付を受け、被害の程度が半壊、準半壊又は準半壊に至らない（一部損壊）とされた物に限る。）をいう。
- (2) 復旧等工事 大雨により被災した住宅を復旧又は修繕する工事及びこれに附帯する工事をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自らが居住する住宅の復旧等工事を行う者（現に復旧等工事を行っている者及び復旧等工事を完了している者を含む。）
- (2) 自ら及び自らと生計を一にする者に市税等の滞納がない者
- (3) 新庄市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でない者

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる復旧等工事（以下「補助対象工事」という。）は、自らが居住する住宅について行うもの（災害救助法（昭和22年法

律第118号)第4条第1項第6号の規定に基づく応急修理の工事及び令和6年度新庄市住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱(令和6年告示第58号)の規定による補助金の交付の対象となる工事を除く。)とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、住宅1戸につき、補助対象工事に要する費用の額又は45万円のいずれか低い額とする。

2 補助対象工事に要する費用には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

3 第1項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、令和6年7月25日以降に着手し、補助対象工事を行う住宅1戸につき、1回に限るものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 工事計画概要書(様式第1号)

(2) 復旧等工事の見積書(工事が完了している場合は、内訳明細が記載された請求書の写し等)

(3) 復旧等工事に着手する前の工事箇所の写真又はこれに代わる資料

(4) 同意書(様式第2号)

(5) 暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(軽微な変更)

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更とは、復旧等工事に要する費用の20パーセント以上の増減並びに補助金の額の増額及び10パーセント以上の減額以外の変更とする。

(実績報告)

第8条 実績報告書の提出期限は、規則第9条の規定にかかわらず、令和7年2月28日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 復旧等工事に係る工事請負契約書の写し

(2) 復旧等工事に係る費用の領収書の写し

(3) 復旧等工事の実施中及び完成時の工事箇所の写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。